

เรื่อง หลักเกณฑ์การพิจารณาอนุมัติตำแหน่งคนต่างด้าว การบรรจุคนต่างด้าวในตำแหน่งที่ได้รับอนุมัติ
และการขยายระยะเวลาตำแหน่งและตัวบุคคล ตามมาตรา 25 และมาตรา 26

非公式訳

投資委員会布告

第 Por. 3/2567 号

件名：第 25 条および第 26 条に基づく外国人の役職許可の審査、
許可された役職に就く審査
および役職や対象人物の期間延長の許可審査の基準

仏暦 2560 年(2017 年)投資奨励法第 25 条および第 26 条に基づく投資家の便宜を図り、明確にし、外国人の役職許可の審査、許可された役職に就く審査および役職や人の期間延長の許可審査を申請するため、

仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 25 条および第 26 条の権限に基づき、投資委員会の承認により投資委員会事務局は以下の通り発布する。

第 1 項 仏暦 2563 年(2020 年)2 月 11 日付投資委員会布告第 Por. 2/2563 号「第 25 条および第 26 条に基づく外国人の役職許可の審査、許可された役職に就く審査および役職や対象人物の期間延長の許可審査の基準」を廃止する。

第 2 項 本布告において

「外国人」とは、奨励プロジェクトに勤務する熟練技術者および専門家を意味する。

「システム」とは、ワンスタートワンストップ投資センター(OSOS)のシングルウィンドウシステムを意味する。

「上級幹部」とは、会長、社長、CEO、CFO、COO、CTO、副社長、専務取締役、常務取締役、ゼネラルマネージャー、副常務取締役などの幹部の役職を意味する。

「管理職」とは、製造部長、営業主査、工場長、常務取締役補佐、副社長補佐などの部長や様々なレベルの幹部補佐の役職を意味する。

「オペレーション」とは、生産責任者、プロジェクトコーディネーター、電気技術者、射出成形金型の技術者、データアナリスト、IT スペシャリスト、製造部長補佐、マーケティング コンサルタント、プロジェクトリーダー、ソフトウェアエンジニア主任、アカウントまたはセールスエグゼクティブ、上級 R&D スーパーバイザーなどの役職を意味する。

第 3 項 製造業種に向ける外国人の役職許可の審査、許可された役職に就く審査および役職や人の期間延長の許可審査は下記の基準通りである。

3.1 外国人の役職に関する許可審査

3.1.1 役職許可の審査は、業種、使用される技術能力および生産工程、タイ人員の不足役職などの主要な事業の要因を審査する。

3.1.2 製造事業には一回につき 2 年以内の役職を許可する。

3.1.3 科学技術分野の研究者 (Researcher) として勤務する専門家の場合は一回につき 4 年以内で許可する。

3.2 許可された役職に就く申請の審査

3.2.1 上級幹部の役職には年齢が 27 歳以上であり、5 年以上の実務経験がある外国人を許可する。但し、常務取締役、CEO、社長、会長の役職は基準の対象外とする。

3.2.2 管理職の役職には年齢が 27 歳以上であり、勤務する 5 年以上の実務経験がある外国人を許可する。

3.2.3 オペレーションの役職には、年齢が 22 歳以上であり、学歴と職業分野が一致し、勤務する 2 年以上の実務経験を得た外国人を許可する。学歴と職業分野とが一致しない場合は、勤務する 5 年以上の実務経験が必要である。

なお、エンジニアの役職には工学課程の学士以上の学歴を所持し、関連するエンジニアの役職で 2 年以上の実務経験があること。工学課程の学士以上の学歴を取得していない場合は、勤務するエンジニアの役職または直接関係するエンジニアリング業務の 10 年以上の実務経験が必要である。

3.3 許可された役職や個人の期間延長

3.3.1 許可された役職や個人の期間延長は、事業計画、生産能力の拡大、生産工程の改善、効率または品質基準の改善およびタイ人員の不足役職などの様々な要因を審査する。

3.3.2 許可された役職や個人の期間延長は、一回につき 2 年以内の期間延期を許可する。

3.3.3 許可された役職や個人の期間延長は科学技術分野の研究者 (Researcher) に向けて一回につき 4 年以内の期間延期を許可する。

第 4 項 サービス業種に向ける外国人の役職許可の審査、許可された役職に就く審査および役職や人の期間延長の許可審査は下記の基準通りである。

4.1 外国人の役職に関する許可審査

4.1.1 役職許可の審査は、業種、使用される技術能力、奨励を取得した通りの事業範囲およびサービス提供範囲、タイ人員の不足役職などの主要な事業の要因を審査する。

4.1.2 サービス業種には一回につき 2 年以内の役職を認可する。ただし、別に指定された事業を除く。

4.1.3 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO) 、ビジネス・プロセス・アウトソーシング (Business Process Outsourcing: BPO) 、および国際ビジネス・プロセス・アウトソーシング (International Business Process Outsourcing: IBPO) に関する役職の許可は、一回につき 1 年以内とし、奨励証書に基づくワークステーションの数に応じるワークステーションのオペレーターの役職を許可する。

4.1.4 国際地域統括本部 (International Headquarters: IHQ) 、国際貿易センター (International Trading Center: ITC) 、国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC) 、研究開発事業、対象技術開発事業および電子設計事業に関しては一回につき 4 年以内の役職を許可する。

4.1.5 許可された役職や個人の期間延長は科学技術分野の研究者 (Researcher) に向けて一回につき 4 年以内の期間延期を許可する。

4.2 許可された役職に就く申請の審査

4.2.1 上級幹部の役職には年齢が 27 歳以上であり、5 年以上の実務経験がある外国人を許可する。但し、常務取締役、CEO、社長、会長の役職は基準の対象外とする。

4.2.2 管理職の役職には年齢が 27 歳以上であり、勤務する 5 年以上の実務経験がある外国人を許可する。

4.2.3 オペレーションの役職には、年齢が 22 歳以上であり、学歴と職業分野が一致し、勤務する 2 年以上の実務経験を得た外国人を許可する。学歴と職業分野とが一致しない場合は、勤務する 5 年以上の実務経験が必要である。

4.2.4 国際ビジネス・プロセス・アウトソーシング (International Business Process Outsourcing: IBPO) 範囲での貿易および投資ビジネスの支援事業にてワークステーションでのオペレーターの役職を付く外国人に関しては、学士号以上または同等の学歴を取得した、関連分野での職業訓練の履歴を得て、月給 30,000 バーツ以上がある外国人を許可する。

なお、雇用契約で指定された収入に基づく行い、または外国人が就く申請日前の 1 年以内に国際ビジネス・プロセス・アウトソーシング (International Business Process Outsourcing: IBPO) 範囲での貿易および投資ビジネスの支援事業にてワークステーションでの勤務の退任通告を行った場合は、月次給与所得源泉徴収税申告書 (P.N.D. 1) 年次源泉徴収申告書 (P.N.D. 1K) により審査する。

4.2.5 E-Commerce 事業、ソフトウェア事業、デジタル技術サービス事業、およびソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業におけるデジタル技術の専門家の役職に付く外国人に関しては、年齢が 22 歳以上で、情報技術またはソフトウェア開発に関連する科学技術分野で学士号以上の学歴を取得した、勤務する 2 年以上の実務経験があり、月給 50,000 バーツ以上であること。オペレーションの役職のみを許可する。または学歴と職業分野とが一致しない場合は、勤務する 5 年以上の実務経験があり、月給 75,000 バーツ以上であること。オペレーションまたは管理職の役職のみを許可する。

なお、雇用契約で指定された収入に基づく行い、または外国人が就く申請日前の 1 年以内に E-Commerce 事業、ソフトウェア事業、デジタル技術サービス事業、およびソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業におけるデジタル技術の専門家の役職での勤務の退任通告を行った場合は、月次給与所得源泉徴収税申告書 (P.N.D. 1) 年次源泉徴収申告書 (P.N.D. 1K) により審査する。

4.2.6 教師の役職には、オペレーションの役職の基準通りに外国人を審査し、教員任命状およびタイの教師評議会より教員免許状を添付すること。役職に就く期間はその役職が許可された期間と同様に許可する。

4.2.7 操縦士の役職には、オペレーションの役職の基準通りに外国人を審査し、操縦免許 (Validation) 同様にタイ民間航空局よりの支援書を添付すること。役職に就く期間は操縦免許の期間に基づき許可する。

4.3 許可された役職や個人の期間延長

4.3.1 許可された役職や個人の期間延長は、事業計画、生産能力の拡大、生産工程の改善、効率または品質基準の改善およびタイ人員の不足職位などの要因により審査する。

4.3.2 許可された役職や個人の期間延長は、一回につき 2 年以内を許可する。ただし特別に指定された事業を除く。

4.3.3 許可された役職や個人の期間延長は貿易ならびに投資支援事務所 (TISO) に関しては一回につき 1 年以内を認可する。

4.3.4 許可された役職や個人の期間延長は国際地域統括本部 (IHQ)、国際貿易センター (ITC)、国際ビジネスセンター (IBC)、研究開発事業、対象技術開発事業、および電子設計事業に関しては一回につき 4 年以内を許可する。

4.3.5 許可された役職や個人の期間延長は科学技術分野の研究者 (Researcher) に対して一回につき 4 年以内を許可する。

4.3.6 許可された役職や個人の期間延長は、貿易ならびに投資支援事務所 (TISO)、ビジネス・プロセス・アウトソーシング (BPO)、および国際ビジネス・プロセス・アウトソーシング (International Business Process Outsourcing: IBPO) 範囲での貿易および投資ビジネスの支援事業にてワークステーションでのオペレーターの役職に対して一回につき 1 年以内を認可する。なお、月給 30,000 バーツ以上であること。年次源泉徴収申告書 (P.N.D. 1K) の収入により審査する。または延長申請日時時点で外国人が役職に 1 年未満就いている場合は、月次給与所得源泉徴収税申告書 (P.N.D. 1) の収入により審査する。

4.3.7 E-Commerce 事業、ソフトウェア事業、デジタル技術サービス事業、およびソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業におけるデジタル技術の専門家の期間延長は、一回につき 2 年以内を認可する。なお、場合により月給 50,000 バーツ以上、あるいは月給 75,000 バーツ以上であること。年次源泉徴収申告書 (P.N.D. 1K) の収入により審査する。または延長申請日時時点で外国人が役職に 1 年未満就いている場合は、月次給与所得源泉徴収税申告書 (P.N.D. 1) の収入により審査する。

第 5 項 事業開始の許可を受けた際、事務局の適切な判断に従うオペレーション役職の外国人数を削減しなければならない。

第 6 項 本布告の第 25 条および第 26 条に基づく外国人の入国許可に関しては、投資委員会事務局布告第 Por. 3/2560 号「電子システムによる外国人導入許可の申請の基準及び行使手続き」並びにその改定増補に従い実施すること。

第 7 項 上記の基準は、一般的な手続きとして使用される。ただし、奨励証書に指定された追加条件または妥当な理由がある場合、委員会により特別に認可された場合を除く。

第 8 項 本布告で検討および決定することが不可能な場合、投資委員会の事務局長より決定する。

尚、仏暦 2567 年（2024 年）10 月 1 日より有効とする。

発布日：仏暦 2567 年（2024 年）8 月 9 日

ナリット・テートサティーンラサック

（ナリット・テートサティーンラサック）
投資委員会長官